

トラックは生活（くらし）と経済のライフライン

公益社団法人 全日本トラック協会

(公社) 北海道トラック協会　(公社) 青森県トラック協会　(公社) 岩手県トラック協会　(公社) 宮城県トラック協会　(公社) 秋田県トラック協会　(公社) 山形県トラック協会　(公社) 福島県トラック協会　(一社) 茨城県トラック協会
(一社) 栃木県トラック協会　(一社) 群馬県トラック協会　(一社) 埼玉県トラック協会　(一社) 千葉県トラック協会　(一社) 東京都トラック協会　(一社) 神奈川県トラック協会　(一社) 山梨県トラック協会　(公社) 新潟県トラック協会
(公社) 長野県トラック協会　(一社) 富山県トラック協会　(一社) 石川県トラック協会　(一社) 福井県トラック協会　(一社) 岐阜県トラック協会　(一社) 静岡県トラック協会　(一社) 愛知県トラック協会　(一社) 三重県トラック協会
(一社) 滋賀県トラック協会　(一社) 京都府トラック協会　(一社) 大阪府トラック協会　(一社) 兵庫県トラック協会　(公社) 奈良県トラック協会　(公社) 和歌山県トラック協会　(一社) 鳥取県トラック協会　(公社) 島根県トラック協会
(一社) 岡山県トラック協会　(公社) 広島県トラック協会　(一社) 山口県トラック協会　(一社) 徳島県トラック協会　(一社) 香川県トラック協会　(一社) 愛媛県トラック協会　(一社) 高知県トラック協会　(公社) 福岡県トラック協会
(公社) 佐賀県トラック協会　(公社) 長崎県トラック協会　(公社) 熊本県トラック協会　(公社) 大分県トラック協会　(一社) 宮崎県トラック協会　(公社) 鹿児島県トラック協会　(公社) 沖縄県トラック協会

沖縄トラック情報 no.373 October 2021

発行所／公益社団法人 沖縄県トラック協会
〒900-0001 那覇市港町2-5-23 TEL.098-863-0280 FAX.098-863-3591
印　刷／光文堂コミュニケーションズ(株) TEL.098-889-1121(代)

沖縄トラック情報

10
October 2021
no.373

公益社団法人 沖縄県トラック協会

1 令和３年度 運行管理者等基礎講習の開催について
5 第29回「トラックの日」チャリティーゴルフ大会開催
7 第61回「正しい運動・明るい輸送運動」の実施について
13 飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について
15 「ホワイト物流」推進運動 セミナー ～物流生産性向上に向け荷主企業が推進する取組とは～
17 「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の一部改正について
18 災害事例とその対策
19 沖縄県最低賃金
21 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。
23 不正軽油にダマされるな!!
25 新規採用職員の紹介
軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)
26 協会日誌・行事予定表
裏表紙 10月9日はトラックの日



飲酒運転根絶 ～それでも飲酒運転をするのですか、させるのですか、許すのですか～

令和2年中

1 飲酒運転で1,429人を検挙

酒酔い運転	16人
酒気帯び運転	1,413人
うち 逮捕者	475人

※ 平成31年(令和元年)
飲酒検挙件数 2,147件
平成31年(令和元年)に比べ令和元年は、718件減少であるが実数で全国上位に位置する

2 免許処分者
(令和2年中に処分した者)

飲酒取消処分	1,030人
停止処分	331人

(酒気帯びの場合90日以上)

飲酒運転 経済面の代償

酒酔い運転
5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転
3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

被害者補償
事故の場合
賠償責任(人身・物件)
死亡事故の場合
3,000万円以上

飲酒運転 生活面の代償

1 職を失う可能性
2 家族関係や友人関係の崩壊
3 免許の停止や取消しによる行動範囲の制限
4 家族や他人に迷惑をかけているという負い目の感情
5 逮捕者は実名報道される可能性があり、その場合、社会的責任追及を受ける。
6 懲役の場合、刑務所収監

飲酒運転 時間面の代償

免許を再取得するには

1 欠格期間
(免許を受けられない期間)
通常違反は最大5年の欠格期間、人身事故等の違反が加算された場合最大10年

2 取消し処分者講習の受講(2日間)
欠格期間終了後、1日目を受講し、1ヶ月後に2日目を受講(手数料30,550円)

3 自動車学校に入校(教習期間)
入校期間：約1ヶ月
取得費用：平均35万円

運転代行の利用やハンドルキーパーの指定、車両を置いて帰ることも検討しましょう

【ホームページ】http://okitora.or.jp 【Eメール】ota@okitora.or.jp

令和３年度　運行管理者等基礎講習の開催について

事 業 者 各 位

独立行政法人　自動車事故対策機構
沖縄支所

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

運行管理者等基礎講習を下記の通り開催いたします。この基礎講習は運行管理業務の基礎的な知識を身につけて頂くために行うものです。修了することで運行管理の経験が１年未満の方も運行管理者試験の受験資格を得ることができます。また、運行管理補助者の資格要件となっています。

＝＝　実　　施　　案　　内　＝＝

１．講習の対象者

（１）運行の管理に関する実務の経験が１年未満の方で、運行管理者試験の受験資格を得たい方
（２）運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）として選任予定の方
（３）基礎講習を受講していない運行管理者であって、平成２４年４月１６日以降に当該事業者で初めて運行管理者として選任された方
（４）その他受講を希望される方

２．講習日時及び実施場所

講 習 日：
~~①【貨　物】令和　3年　6月15日（火）～17日（木）~~
~~②【貨　物】令和　3年　6月28日（月）～30日（水）~~
③【貨　物】令和　３年 12 月 22 日（水）～２４日（金）
④【貨　物】令和　４年　１月１８日（火）～２０日（木）

（重　要）
※　３日間すべての出席が必要です。
※　今回の講習は「貨物（トラック）」の業態を対象とした講習です。
※　特に、運行管理者試験を受験予定の方は、受験予定の業態の基礎講習を受講して下さい。

受付時間：初日の午前９時００分～午前９時５０分
講習時間：「基礎講習時間割」（３ページ）をご参照ください。
講習会場　会場案内図（３ページ）をご参照ください。
① 会場の名称：九州沖縄トラック研修会館（５階大研修室）
② 所　在　地：那覇市港町２丁目５番２３号

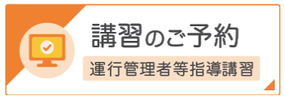
※　上記の基礎講習についてのお問い合せは、
（独）自動車事故対策機構 沖縄支所（０９８－９１６－４８６０）へお願いします。

３．お申し込み方法

講習①②は、令和３年４月１日(木)より、

講習③④は、令和３年１０月１日(金)より、インターネットによる受講予約を受付けます。
・パソコン、スマートフォンからの予約が可能です。
・予約完了時、「予約確認書」を印刷または端末に保存し、初日受付時にご提示ください。
（受付時に予約確認・本人確認ができない場合、受講できないことがあります。）
・会場の定員に達し次第、受付を終了いたします。お早めの予約完了をお願いします。

NASVA ホームページからアクセスしてください。[アドレス http://www.nasva.go.jp/]



をクリック！「運行管理者等指導講習予約システム」をご利用ください。

ブラウザのアドレスバーに https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user と直接入力しても予約システムにアクセスできます。

インターネット予約をご利用になれない方のみ、別途ＦＡＸにて予約を受付けますので、当機構までご連絡ください。予約が完了した場合は、TEL にて連絡しますので、FAX を送った予約申込み用紙を、受講日当日受付までご提出ください。
（お願い）　FAX による予約は、インターネット利用ができない方のための措置です。インターネット利用が可能な方は、FAX 予約は利用せずに、インターネット予約をご利用ください。

【お申し込みの際の注意事項】
①　「貨物」と「旅客」の業態をよく確認して申し込みを行ってください。
受講していない業態の運行管理者試験は受験できません。
②　申込書のうち「現在の職名」の欄には、沖縄総合事務局陸運事務所へ選任届けを提出している方のみ「運行管理者」に〇印をしてください。
③　当日は「予約確認書」を忘れずにお持ちください。
予約の確認・本人確認ができない方は受講できない場合がありますのでご注意ください。

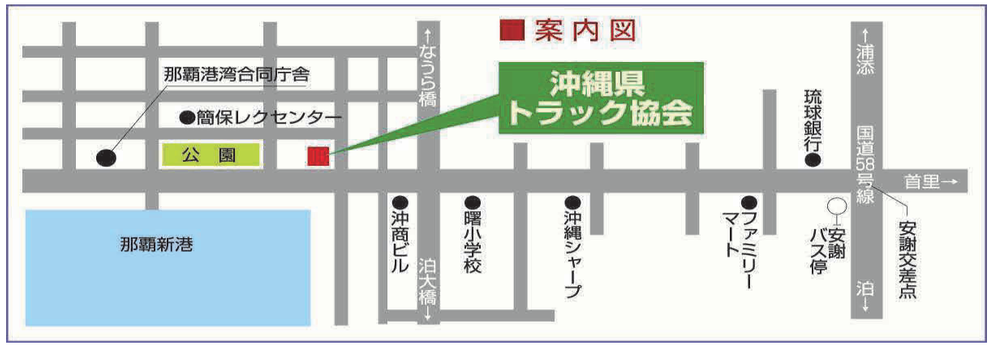
４．講習当日お持ちいただくもの

①　予約確認書②　受講料　８，９００円（税込）
③　写真１枚　※受講前６ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上３分身のもの
縦 3.0cm 横 2.4cm（免許証サイズ）裏面に氏名を記入してください
（講習修了後に交付する運行管理者手帳に貼付しますので、既に手帳の交付を受けている方は必要ありません。）
④・運行管理者等指導講習手帳（既に手帳の交付を受けている方）
・免許証などの本人確認ができるもの（運行管理者講習を始めて受講する方）

⑤　筆記用具等（ふせん紙などがあると便利です）
⑥　新型コロナウイルス感染症防止のためのマスク等

5．会場案内図

九州沖縄トラック研修会館案内図　　那覇市港町２丁目５番２３号



※ご来場の際は、バス・タクシー等公共交通機関のご利用をお願いします。アクセスの詳細については、（公社）沖縄県トラック協会様のホームページ（http://okitora.or.jo/）等をご参照ください。
自家用車の方はできるだけ乗り合わせ、送迎、周辺の有料駐車場を利用する等ご検討ください。駐車スペースが限られているため、朝駐車すると、夕方まで出庫できなくなることがあります。駐車場利用に関するトラブル等には一切関知いたしません。

6．講習の内容及び時間割

基礎講習時間割（講習内容・担当講師等）【予定】

実施日	時間	講習内容	担当講師
１日目	9:00～ 9:50	受付	
	9:50～10:00	開講挨拶	自動車事故対策機構
	10:00～12:00	自動車運送事業に関する法令	〃
	12:00～13:00	昼食	
	13:00～15:00	運行管理業務に関すること	専　任　講　師
	15:00～17:00	道路交通に関する法令／事故防止に関すること	沖縄県警察本部担当官
２日目	10:00～12:00	運行管理業務に関すること/道路交通に関する法令	社会保険労務士
	12:00～13:00	昼食	
	13:00～15:00	運行管理業務に関すること	自動車事故対策機構
	15:00～16:00	自動車運送事業に関する法令	〃
	16:00～17:00	運行管理業務に関すること	〃
３日目	10:00～12:00	自動車運転者の指導教育に関すること	琉球大学教授等
	12:00～13:00	昼食	
	13:00～14:00	試問及び解説	自動車事故対策機構
	14:00～15:00	運行管理業務に関すること	〃
	15:00～15:30	まとめ	〃
	15:30～16:00	修了証書・手帳交付	〃

※諸事情により上記時間割及び担当講師を変更する場合がありますのでご了承願います。

7．基礎講習修了の証明について

全講習日程を通じ、無欠席・無遅刻・無早退にて各指導講習項目を受講終了、かつ試問の結果が一定基準に達した方に対し、運行管理者等指導講習手帳に修了の証明（手帳交付）をするとともに、「修了証書」を交付します。

8．その他

※　新型コロナウイルス感染防止対策のため、来場前の検温、会場では手指消毒、マスク着用、私語を控える、身体的距離の確保等にご協力いただけない方の受講をお断りいたします。

◎ 講習教材は当日会場にて配布いたします。
◎ 講習会場内でのスマートフォン・携帯電話の使用はご遠慮ください。
◎ 持ち込んだゴミは、すべてお持ち帰りとなります。
◎ 会場の駐車場の数には限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

《　ご注意　》　　運行管理者資格者試験を受験する方へ

運行管理者資格者試験を受験する方はこの**基礎講習の申込とは別に運行管理者資格試験の申込が必要**です。なお試験に関しては、運行管理者試験センターもしくは各協会へお問い合わせください。

公益財団法人　運行管理者試験センター　試験事務センター

電話　０４７６－８５－７１７７（平日９時～17 時は「5」を押すとオペレータ対応有）

FAX　０４７６－４８－１０４０　　URL：http://www.unkan.or.jp/

受験申請書（試験案内書を含む）が購入可能な協会（TEL）
◇（公社）沖縄県トラック協会（８６３－０２８０）

《基礎講習に関する問い合せ先》

独立行政法人自動車事故対策機構　沖縄支所
〒９００－００２１　沖縄県那覇市泉崎２－１０３－４
沖縄県ハイヤー・タクシー協会３階
TEL:０９８－９１６－４８６０　FAX：０９８－８３５－４２１４

第29回「トラックの日」チャリティーゴルフ大会開催

去る９月８日（水）、「トラックの日」の事業の一環として「チャリティーゴルフ大会」を沖縄ロイヤルゴルフクラブにおいて開催いたしました。

当日は天候にも恵まれ関係団体・会員事業者のご協力により48名の方々にご参加いただき盛況のうちに実施することができました。

今年はコロナウイルス感染防止のため、開催方法を変更し始球式・表彰式は中止とし、順位表については、当協会ホームページへ掲載しております。

大会開催にあたりましては会員はじめ各団体等から寄付金のご協力をいただき関係者一同厚く御礼申し上げます。

集まりました御志は、「沖縄県交通遺児育成会」に寄付させていただきます。

第29回　「トラックの日」チャリティーゴルフ大会成績表

順位	氏　名	OUT	IN	GROSS	HDCP	NET
優　勝	赤　嶺　博　文	55	44	99	28.2	70.2
準優勝	具志堅　朝　一	46	42	88	16.8	71.2
3　位	新　垣　翔　太	42	52	94	22.8	71.2

チャリティーゴルフ大会　寄付金提供者一覧

（五十音順）

㈾安謝運送　様
㈱東産業　様
上原　勇人　様
浦西産業㈱　様
沖縄西濃運輸㈱　様
㈱沖縄物流　様
㈱かみもり　様
㈲カリーヌ運輸　様
㈱ジーマック　様
大同火災海上保険㈱　様
内外運輸㈱　様
㈱仲村運送　様
琉球倉庫運輸㈱　様
㈱ロジカルサポート　様











沖縄県トラック協会
受付
3.9.13
No.

全ト協発第２３６号（環）
令 和 ３ 年 ９ 月 ６ 日

各都道府県トラック協会会長　殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長　　坂 本 克 己

第６１回「正しい運転・明るい輸送運動」の実施について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全日本トラック協会（全ト協）では、年末年始に向けた事故防止対策として、別添のとおり、第６１回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画を策定いたしました。

今回の実施計画では、事業用トラックドライバーに対する飲酒運転の根絶について、トラック運送業界として各種啓発活動を展開し、その再発防止に積極的に努めているが、依然、事業用トラックドライバーによる飲酒運転事案が相次いで発生しており、極めて憂慮すべき事態となっていることから、第117回交通対策委員会（令和３年９月６日開催）の決議を踏まえた内容も盛り込みました。

つきましては、貴協会におかれましても本運動の趣旨を十分にご理解の上、全ト協策定の実施計画を基に、地域の実情に応じた計画を策定する等、本運動の推進に積極的にご協力くださいますようお願い申し上げます。

別添：第６１回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

＜本件に関する問い合わせ先＞
交通・環境部　　荻原、橋本　（TEL：０３－３３５４－１０４５）

令和３年９月６日
公益社団法人全日本トラック協会

第６１回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

１．目　　的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

２．運動期間

令和３年１１月１６日（火）から令和４年１月１０日（月）まで

３．主　　催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

４．後　　援

国土交通省、警察庁

５．実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。

（１）　飲酒運転の根絶

経営者は、第１１７回交通対策委員会（令和３年９月６日開催）の決議を踏まえ、以下に掲げる取り組みを通じ、トラック運送業界から飲酒運転を根絶させる。

①各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に行える点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。

②各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。

（２）　追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』※を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

※全ト協ホームページURL

トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tsuitotsu_boushi/tsuitotsu_jikoboushi2016.html

トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/kousaten-jikobousi.html

（３） 過労運転防止の徹底

運行管理者は、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時における運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

（４） 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

また、点呼の際、運行管理者等はアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に行う。

（５） 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

道路交通法の一部改正により罰則強化が行われた運転中のスマートフォン等の画像を注視する行為や、携帯電話を用いて通話する行為は極めて危険な行為であることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

（６） 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

（７） 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

（参考:厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」）

（８） 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後１時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

（９） 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

(10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底

気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底させる。

また、冬期においては大型車の車輪脱落事故が多発傾向にあることから、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協で作成する車輪脱落事故防止の啓発資料活用により、実効性のある再発防止対策を推進する。

(11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(12) エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底

地球温暖化の発生源である化石燃料の使用量を削減し、ＣＯ２及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

(13) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(14) 安全意識の高揚

経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛け

る。

(15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

6．実施要領

前項の「実施事項」を確実かつ効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。なお、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

（1）全ト協

① 広報とらっく、ホームページ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。

② 各都道府県トラック協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

（2）各都道府県トラック協会

① 関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。また、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

② 協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙（誌）、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。

③ 事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等の実施に努める。

④ 荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。

⑤ 適正化実施機関を活用し、本運動を徹底させる。

⑥ 本運動に功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。（推薦の細部については別途連絡）

（3）事業所

① 自社広報紙等の利用、あるいは配布された、または自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。

② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
＜全ト協ホームページ＞
URL　http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/kotsuanzen_ichiran.html

③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させる。

④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以　上

飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで

（道路交通法）

酒酔い運転

- **5年以下の懲役**
  又は100万円以下の罰金
- **違反点数35点**
  ＊免許取消し（3年間は免許が取得できない！）

酒気帯び運転

- **3年以下の懲役**
  又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき0.25mg以上	25点	免許取消し（欠格期間2年）
呼気1リットルにつき0.15mg以上0.25mg未満	13点	免許停止（90日）

＊上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

（自動車運転死傷行為処罰法）

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
  - 死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役
  - 負傷事故 → 15年以下の懲役
- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
  - 死亡事故 → 15年以下の懲役
  - 負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると
  7年以下の懲役もしくは禁錮又は100万円以下の罰金

飲酒運転に対する事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合	初違反 100日車 再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合	違反営業所に対して 14日間の事業停止
飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合	違反営業所に対して 7日間の事業停止
運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合	違反営業所に対して 3日間の事業停止

事業用トラックドライバーの飲酒運転事案が相次ぐことにより「飲酒運転は運送業界全体の体質的問題」ととられかねません。また、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。
「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るため、関係者一丸となって効果的な取り組みを展開しましょう。

飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について

決　議

事業用トラックドライバーに対する飲酒運転の根絶については、トラック運送業界として各種啓発活動を展開し、その再発防止に積極的に努めています。

また、国土交通省が本年3月に決定した「事業用自動車総合安全プラン2025」においては、「事業用自動車における飲酒運転ゼロ」を目標に掲げる等、様々な取り組みを実施しています。

しかしながら、警察庁統計によれば、最近の事業用トラックによる飲酒運転事故件数は横ばい傾向で、未だ根絶には至っておりません。

特に、本年6月28日に、千葉県八街市において、飲酒した運転者の自家用トラックが小学校児童の列に突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が発生し、飲酒運転が全国的な社会問題としてマスコミなどで大々的に取り上げられている最中の本年7月5日、6日には、事業用トラックドライバーによる飲酒運転事案が相次いで発生しており、極めて憂慮すべき事態となっています。

現在、エッセンシャルな事業として、社内体制を確立して飲酒運転を根絶している優良な運送事業者がほとんどであるこの運送業界ですが、一方で、ほんの一握りの心無い事業用トラックドライバーが引き起こす飲酒運転により、「運送業界全体の体質的な問題」ととらえられることとなり、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第117回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを決議する。

1．各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に行える点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。

2．各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。

3．各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶にむけた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。具体的には、
- **会員事業所所属の全てのドライバーからの飲酒運転しないことの宣誓書の署名活動**
- **フェリー乗り場、SA・PA、TSなどでのトラックドライバーに対する飲酒の有無の自主点検や、街頭啓発活動**

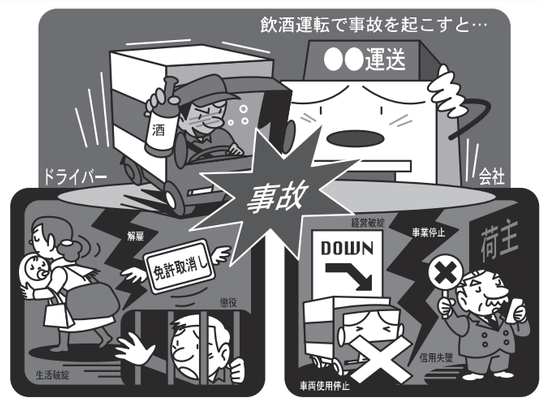
令和3年9月6日
公益社団法人　全日本トラック協会
副会長（交通対策委員長）工藤修二

事業用トラックの飲酒事故事例（令和3年1月～令和3年8月9日）

出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」（国土交通省）等

	事故等の種類※	車籍地	発生日時	死傷状況 死亡	死傷状況 負傷	当時の状況
1	酒気帯び路外逸脱	福井県	1月13日 20時20分			滋賀県の国道の丁字路交差点において、福井県に営業所を置く大型タンク車が右折しようとしたところ、速度超過のため曲がり切れず、道路左側へ転落した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型タンク車運転者の呼気からアルコールが検出された。
2	酒気帯び追突	栃木県	2月1日 1時5分			神奈川県の県道において、栃木県に営業所を置くトラックが運行中、交差点にて赤信号で停車した後、青信号に変わる前に発進し、前方で停車していた軽自動車に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
3	酒気帯び追突	福岡県	2月8日 14時50分		1	大分県の国道の交差点において、福岡県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラが運行中、赤信号で停車中のダンプに追突、追突されたダンプは前方で停車中のタンク車に追突した。 この事故により、ダンプ運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・セミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
4	酒気帯び追突	沖縄県	2月22日 9時30分			沖縄県の県道の交差点において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、前方で赤信号のため停車していた乗用車の発見が遅れ追突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
5	酒気帯び衝突	岐阜県	2月26日 11時00分			愛知県内の駐車場において、岐阜県に営業所を置くトラックが運行中、駐車車両に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
6	酒気帯び衝突	長崎県	2月28日 21時20分			鹿児島県の市道において、長崎県に営業所を置く大型トラックが道路脇の土手に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
7	酒気帯び追突	山口県	3月15日 20時00分		1	広島県の国道の交差点において、山口県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラが運行中、前方で右折のため停車していた乗用車に衝突した。 この事故により、乗用車の運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・セミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
8	酒気帯び衝突	福井県	3月31日 10時00分		2	岐阜県の国道において、福井県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラがセンターラインをはみ出し、対向車線を走行してきた軽乗用車と衝突した。 この事故により、軽乗用車の運転者が重傷、同乗者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・セミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
9	酒気帯び衝突	宮城県	4月17日 12時30分		2	宮城県の市道の交差点において、宮城県に営業所を置く大型トラックが運行中、右折待ちの対向車に衝突した。 この事故により、対向車の運転者と同乗者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
10	酒気帯び衝突	山形県	5月7日 22時30分		1	宮城県の高速道路において、山形県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラが運行中、ワイヤー式のガードレールをなぎ倒し、道路下のため池に転落した。 この事故により、当該トラクタ・セミトレーラ運転者が重傷を負った。 事故後、当該トラクタ・セミトレーラ運転者からの申告により、乗務途中に飲酒していたことが発覚し、警察に連絡した。
11	酒気帯び衝突	福島県	5月17日 22時30分			山形県の国道において、福島県に営業所を置く大型トラックが対向車線にはみ出し、対向してきた大型トラックと衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
12	酒気帯び衝突	青森県	5月30日 20時27分			岩手県の高速道路において、青森県に営業所を置く大型トラックが運行中、工事で設置していた簡易ガードレールに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
13	酒気帯び	岩手県	6月27日 21時00分			福島県の国道において、岩手県に営業所を置く大型トラックが運行中、「トラックがフラフラ運転している」との通報により、駆けつけた警察官に止められ、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたことから、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
14	酒気帯び衝突	秋田県	7月5日 21時00分			山形県の国道において、秋田県に営業所を置く大型トラックが運行中、道路中央部に設置されているセンターポールに接触した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。
15	酒酔い衝突	長野県	7月6日 13時45分		1	新潟県の国道において、長野県に営業所を置く大型トラックが運行中、ダンプカーとすれ違う際にミラー等が接触する事故が発生した。 この事故により、ダンプカーの運転者が、割れたガラスで顔を切るなどの軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒酔い運転及び救護義務違反）などの疑いで逮捕された。
16	酒気帯び衝突	福岡県	8月9日 17時40分		5	長野県の高速道路のトンネル出口付近において、福岡県に営業所を置く中型トラックがトンネル内の側壁にぶつかり、その弾みで、追越車線を走行していた乗用車に衝突した。 更に、当該中型トラックは、トンネルを出た先の中央分離帯のガードレールを突き破り、反対車線に飛び出して法面に乗り上げ停車した。 この事故により、乗用車に乗っていた4名と当該中型トラックの運転者の計5名が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該中型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）などの疑いで逮捕された。

※「事故等の種類」は全日本トラック協会による



イラスト出典：「事業用トラックドライバー研修テキスト」

「ホワイト物流」推進運動

【事前申込制】【参加費無料】【オンライン開催(zoom)】

「ホワイト物流」推進運動　セミナー

～物流生産性向上に向け荷主企業が推進する取組とは～

「ホワイト物流」推進運動は、トラック運転者不足が深刻になっていることに対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に役立つことを目的としています。

この「ホワイト物流」推進運動の周知及び取組みを促進するため、オンラインセミナーを開催します。

今年度のセミナーでは、物流改革の重要な役割を担う荷主企業向けに、物流改革に向けた荷主の役割・期待について、取組み内容や事例を含めて解説します。
また、「ホワイト物流」推進運動に取組まれている事業者の方に、苦労談も交え事例発表いただきます。
ぜひ　ご参加ください。　[開催日、講演企業詳細は、裏面参照]

セミナープログラム(予定)　主催者：国土交通省

1．「ホワイト物流」推進運動の紹介

2．最近の物流政策について（仮）　国土交通省
最近の物流政策等について発表。

3．物流効率化への取組み　富士通総研
～荷主だからできること、取り組んで欲しいこと～

4．取組事例の発表　講演企業詳細は裏面をご覧ください
物流改革に取り組まれた事業者が、実施内容と成果・苦労談を発表。

※セミナープログラム終了後、質疑応答を行う時間を15分程度設けます。

お申込み　インターネットでのお申込みとなります

「ホワイト物流」推進運動のホームページから、お1人ずつお申込みください。

●お申込みURL：
https://white-logistics-movement.jp/archives/join_20210816/

お申込みの流れ
①「セミナー申込」ボタンを押して下さい。
②申し込みページに、希望するセミナー日程、必要事項を入力し、「送信ボタン」を押して下さい。
③入力いただいたメールアドレス宛に、参加受付メールを送信いたします。
※メールが届かない場合は、下記事務局宛、お問合せ下さい。

注1：お申込みは、定員に達し次第、締切りをさせて頂きます。なお締切り状況は、ホームページにてご確認下さい。
注2：ご不明な点がある場合は、下記事務局宛、お問合せ下さい。

●注意事項：
参加方法などは、セミナー開催日前日までに、受講者の方へご案内いたします

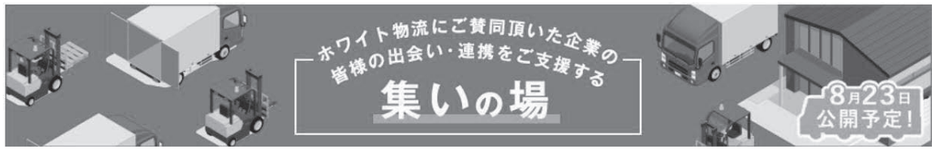
ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ窓口に、ご連絡下さい。

事務局：　株式会社　富士通総研
担当者：沖原　亀廼井(かめのい)　田村
電　話：03-6424-6754
メール：fri-white-logi@dl.jp.fujitsu.com

セミナー日程と講演企業詳細

第1回	令和3年10月8日（金） **13:00～15:55** 12:30 会場オープン	●サステナブルな物流体制の構築へ　大王製紙株式会社 ●当組合が取組んだ「物流改革」について　つばさトラック事業協同組合
第2回	令和3年11月10日（水） **13:00～15:55** 12:30 会場オープン	●検品レスの拡大による物流効率化の推進　加藤産業株式会社 ●自動化・省人化への取組みと"はこぶ"プラットフォームの創造　トランコム株式会社
第3回	令和3年12月8日（水） **13:00～15:55** 12:30 会場オープン	●段ボール輸送における物流改善について　レンゴー株式会社 ●当組合が取組んだ「物流改革」について　つばさトラック事業協同組合
第4回	令和4年1月19日（水） **13:00～15:55** 12:30 会場オープン	●青果・花きにおける物流生産性向上への取組み　熊本交通運輸株式会社 ●みんなでつながる、新しい物流のカタチ -社会課題の解決に向けたNLJの取組み-　NEXT Logistics Japan 株式会社
第5回	令和4年2月9日（水） **13:00～15:55** 12:30 会場オープン	●調整中　アサヒビール株式会社 ●自動化・省人化への取組みと"はこぶ"プラットフォームの創造　トランコム株式会社
第6回	令和4年3月9日（水） **13:00～15:55** 12:30 会場オープン	●北海道地区モーダルシフトによる持続可能な物流の実現　株式会社ホンダアクセス ●みんなでつながる、新しい物流のカタチ -社会課題の解決に向けたNLJの取組み-　NEXT Logistics Japan 株式会社

●開始30分前より、オンラインセミナー会場へお入りいただけます。
●参加方法などは、セミナー開催日前日までに、受講者の方へご案内いたします



「ホワイト物流」推進運動
公式Twitter
@whitelogi

**物流生産性向上に向けた取組を行い、
実感した効果、感動した体験のツイートを募集中
#ホワイト物流推進運動　をつけてツイートしてください。**

全ト協発第２８１号(環・適)
令和３年９月１４日

各都道府県トラック協会会長　殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長　殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人　全日本トラック協会
会長　　坂本克己

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省大臣官房運輸安全監理官、自動車局安全政策課長、自動車局旅客課長、自動車局貨物課長の連名で、別添のとおり、標記通達が発出されました。

本通達は、令和2年7月に公表された「運輸防災マネジメント指針」を踏まえ、自然災害対応の視点を評価に取り組む措置及び認定セミナーに「防災マネジメントセミナー」を位置づけるとともに、今まで地方運輸局が評価対象事業者としていた区分を、事業用自動車保有車両数200～500両未満に拡大することにより、より一層地域と連携した自然災害への対応が図れるよう措置したものです。

また、運輸マネジメント評価の安全管理規程の義務づけ外事業者への地方運輸局評価の対象に、災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の事業者が追加されました。

なお、運輸安全マネジメント評価の安全管理規程義務付け対象事業者範囲に変更はございません。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

以　上

（本件に関する問い合わせ先）
公益社団法人　全日本トラック協会　交通・環境部
電話：０３－３３５４－１０４５　　ＦＡＸ：０３－３３５４－１０１９

災害事例とその対策

健康管理・体調管理を徹底して会社を挙げて労災防止に取り組もう！

1 はじめに

健康管理・体調管理（有所見項目への取組・治療）を十分に取り組まなかったことが一因と考えられる死亡災害は、令和2年に4件発生しました。全体の約5％に当たり看過できない原因であります。

主な原因としては、長時間労働、深夜・早朝労働、休日出勤による休日取得の減少、生活習慣の乱れ、運動不足及び暴飲・暴食に起因した体重増加による生活習慣病の発症が考えられます。

主な原因に関するデータは次のとおりです。

労働時間実績（令和元年データ）
年間総労働時間　「運輸業、郵便業」2,000時間
　　「全産業平均」1,669時間

全産業平均より労働時間が長いのは、「建設業」、「運輸業、郵便業」、「製造業」、「情報通信業」の4業種のみであり、「運輸業、郵便業」は、「建設業」2,018時間に続き2番目に多い業種です。

陸運業健康状況（令和2年データ）
有所見率　道路貨物運送業67.4％（全産業平均より約9point多い）
有所見項目　血中脂質37.9％、血圧24.9％、肝機能19.3％、血糖13.7％、心電図11.3％

脳・心臓疾患による労災補償認定件数（令和2年データ）
全産業194件、「運輸業、郵便業」58件（道路貨物運送業55件 内数）、卸・小売業16件、建設業23件
「運輸業、郵便」は他業種と比較して非常に多い。

2 健康管理・体調管理を十分に取り組まなかったことが一因と考えられる死亡災害事例

死亡災害発生事例 1
被災者情報 ： 貨物自動車運転手、47歳、女性
経験年数5年
災害発生状況 ： 午前3時30分、荷主先で荷卸後体調不良を起こして同僚に連絡、午前6時30分会社に戻り、かかりつけ医の診察を受けたが、翌日午前1時、くも膜下出血により死亡した。

死亡災害発生事例 2
被災者情報 ： 貨物自動車運転手、61歳、男性
経験年数2年6ヶ月
災害発生状況 ： 2t車を運転して国道を走行中、停車中の乗用車に接触後に数百メートル走行し、運転席で気を失い停車しているところを近所の住民に発見され、当日に救急搬送された病院で脳出血（被殻出血）により死亡した。

死亡災害発生事例 3
被災者情報 ： 貨物自動車運転手、53歳、男性
経験年数2年
災害発生状況 ： 会社にて輸送準備を行っていたが、午後9時21分に同僚が当該車両下に倒れている被災者を発見、当日に救急搬送された病院で再発性急性心筋梗塞により死亡した。

死亡災害発生事例 4
被災者情報 ： 貨物自動車運転手、75歳、男性
経験年数40年
災害発生状況 ： 荷主先で、午前1時26分に被災者が意識不明となり、当日に救急搬送された病院で心筋梗塞により死亡した。

3 まとめ

死亡災害発生事例1～4は過酷な長時間労働と生活習慣病が重なり合って発生したことが考えられ、再発防止に陸運業界を挙げて取り組まなくてはなりません。

(1) 長時間労働の発生原因
①人手不足による個人の勤務時間の増大、②時間外でなければ対応できない業務への対応、③業務の繁閑の差が大きく、収益のため少ない人員での対応している、④会社の労働時間に対するマネジメント不足 他

(2) 生活習慣病の発生原因
①加齢による食事量の調整不足（若い頃と同等以上の食事量）、②体重増加・運動不足・飲酒・喫煙等労働者の健康管理意識が低い 他

(3) 再発防止対策
①会社の労働時間に対するマネジメントの強化、②荷主等への集荷、配送時間を所定内時間帯への協力依頼、③健康診断の完全実施と再検査及び治療に対する会社、職制の配慮、④労働者の健康管理に対する啓発教育

再発防止対策は労働者の努力だけではなく、会社が地道に時間をかけて取り組まなくては実行できません。労働者だけではなく会社を挙げて健康管理・体調管理を起因とした労働災害防止に取り組んでください。

ご安全に！



最低賃金制度って何？



働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

確認したい賃金(※1)を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給		最低賃金額（時間額）
円	≧	円

2 日給の場合

日給		1日の平均所定労働時間		時間額		最低賃金額（時間額）
円	÷	時間	＝	円	≧	円

3 月給の場合

月給		1か月の平均所定労働時間		時間額		最低賃金額（時間額）
円	÷	時間	＝	円	≧	円

4 上記 1，2，3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

❶ 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

最大600万円を助成

業務改善助成金

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に利用しましょう。



「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 詳しくは、こちら 業務改善助成金 検索

支給の要件

1 事業場内最低賃金の引き上げ
2 引上げ後の賃金額の支払い
3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

→ 設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出
→ 審査
2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
3 労働局に事業実施結果を報告
→ 審査
4 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
(R3.9)



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

働き方・休み方改善ポータルサイト
年休取得促進特設サイト

厚生労働省｜都道府県労働局｜労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト　https://work-holiday.mhlw.go.jp/

年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



新しい働き方・休み方を実践するために、**年次有給休暇**を上手に活用しましょう。

Refresh! もっと自分らしい働き方 休み方

●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

2021年10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11 プラスワン休暇	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

Aさんの計画年休　Bさんの計画年休　この期間に個人ごとに計画年休を取得　年休の計画的付与期間

1）年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に年次有給休暇の計画的付与を活用すると？

年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。また、［　］点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること（プラスワン休暇）も考えられます。

2）日数　付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から５日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3）活用方法　企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。
労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① **時間単位年休の対象労働者の範囲**
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② **時間単位年休の日数**
1年5日以内の範囲で定めてください。

③ **時間単位年休1日分の時間数**
1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ **1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数**
2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注）時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な５日間から差し引くことはできません。

不正軽油にダマされるな!!

不正軽油は「他の軽油より安い」、「儲け話がある」などと
危険な誘惑とともに近寄ってきます!!



不正軽油は犯罪です!! 不正軽油は悪質な脱税行為です。
公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。

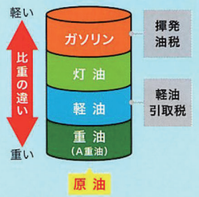
地方税共同機構

不正軽油とは？

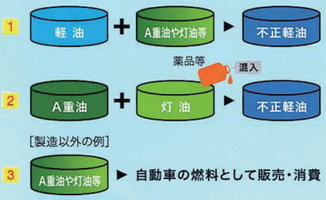
主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。

不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。

燃料油の種類



不正軽油(製造)の主なパターン



不正軽油にダマされるな!!



不正軽油に関わる人はすべて罰せられます!!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。なお、**脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の41)

不正軽油を製造すると

知事による製造の承認を受けないで軽油を製造すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。さらに製造した法人には**3億円以下の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の33)

不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年以下の懲役、700万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**2億円以下の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の33)

不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると

不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、**3年以下の懲役、300万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**1億円以下の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の33)

検査を拒否すると

帳簿書類等の調査や採油、質問などを正当な理由なく拒否すると、**1年以下の懲役、50万円以下の罰金**が科されます。
(地方税法第144条の12)

不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。
(地方税法第144条の4)

不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください!

- ●市価に比べて異常に価格が安い。
- ●廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。
- ●夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- ●不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。

新規採用職員の紹介

９月１日付けで、当協会職員として新規採用しましたので、ご紹介いたします。

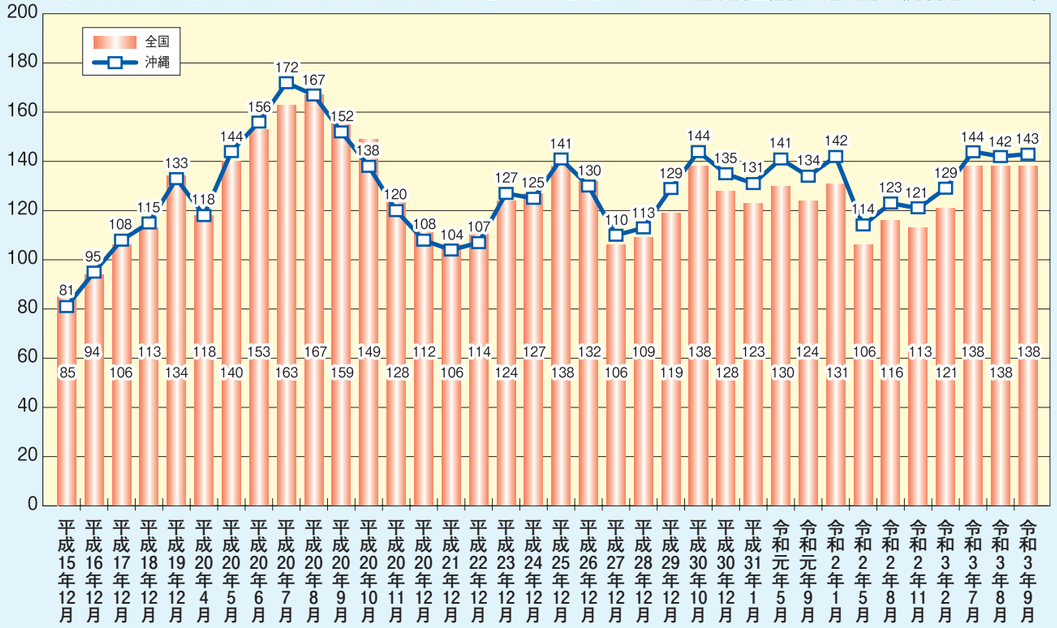
会員皆様のご理解・ご支援をよろしくお願い申し上げます。



◇氏　名：岸本（きしもと）　恵載（けいとし）
◇出身地：宜野湾市
◇趣　味：ドライブ、映画鑑賞
◇所　属：業務課
◇抱　負：日々の業務に誠心誠意尽力し、誰からも信頼される人間になるよう努めて参ります。

軽油価格推移表（全国平均・沖縄地区）

2021年９月13日 現在
店頭現金価格　週次調査（円税込/リットル）



経産省資源エネルギー庁公表

小数点以下切り捨て

	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月	平成20年7月	平成20年8月	平成20年9月	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
沖縄	81	95	108	115	133	118	144	156	172	167	152	138	120	108	104	107	127	125
全国	85	94	106	113	134	118	140	153	163	167	159	149	128	112	106	114	124	127

	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年10月	平成30年12月	平成31年1月	令和元年5月	令和元年9月	令和2年1月	令和2年5月	令和2年8月	令和2年11月	令和3年2月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月
沖縄	141	130	110	113	129	144	135	131	141	134	142	114	123	121	129	144	142	143
全国	138	132	106	109	119	138	128	123	130	124	131	106	116	113	121	138	138	138

協会日誌

2021年 ９月業務日誌

1（水）　災害時における支援物資物流に関する検討部会（WEB）14:00～15:00／適正化事業指導員全国研修「専門研修」（全ト協）13:30～２日12:00（延期）
2（木）　令和３年度 九州・沖縄ブロック適正化事業担当部課長会議（WEB）13:30～
3（金）　九州トラック協会第２回広報委員会（福岡）13:30～15:30／適正化幹事会（局）13:30～
6（月）　第117回交通対策委員会（全ト協）13:30～15:30（中止）
8（水）　第29回「トラックの日」チャリティーゴルフ大会（沖縄ロイヤルゴルフクラブ）
9（木）　新規事業者講習会（局）10:00～／第３回基盤整備部会（Web）13:30～16:00／新型コロナワクチン広域接種（那覇クルーズターミナル）～９月15日
13（月）　NASVAガイドラインセミナー（タクシー会館４F）13:30～16:30
14（火）　NASVA内部監査（基礎）セミナー（タクシー会館４F）９:00～12:30／NASVAリスク管理（基礎）セミナー（タクシー会館４F）13:30～17:00
15（水）　睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策Liveオンラインセミナー【運用編】（八重山）13:30～14:30
16（木）　令和３年度 補助事業事務担当者事前調整会議【全国支部事務局長会議】（東京）13:00～17:00
20（月）　敬老の日
21（火）　秋の全国交通安全運動（～30日）／事業用自動車安全対策会議（局）13:30～15:30（書面開催へ変更）／九州ブロック女性協議会役員会（web）女性部会13:30～
22（水）　令和３年度 第４回会長・副会長会議（沖ト協会議室）10:00～12:00／令和３年度「標準的な運賃」活用セミナー（沖ト協５F）13:30～17:00
23（木）　秋分の日／全国トラックドライバー・コンテストに向けて第２回練習会（壺川自動車学校）９:00～16:00
24（金）　全日本トラック協会女性部会全国研修会（WEB）14:00～15:00
30（木）　令和３年度 第１回広報部会（沖ト協４F）12:00～14:00

2021年 10月行事予定

1（金）　未来の産業人材育成事業（大里南小学校）14:10～青年部
4（月）　令和３年度 整備管理者選任前研修（てだこホール）13:00～16:30
5（火）　令和３年度 整備管理者選任後研修（てだこホール）13:00～16:00（延期）
6（水）　適正化事業指導員全国研修「専門研修」（全ト協）13:00～７日12:00／令和３年度 九州各県運輸青年部代表会議及び九州地区運輸青年部連絡協議会第３回役員会（大分）14:00～15:00
7（木）　新型コロナワクチン広域接種（那覇クルーズターミナル）～13日（２回目接種）／運行管理者一般講習（動画配信方式）／那覇港長期構想検討委員会（パシフィックホテル沖縄）14:00～16:30
9（土）　「トラックの日」記念ラジオ放送
13（水）　令和3年度 沖縄県産業安全衛生大会（YouTube配信）
14（木）　第26回全国トラック運送事業者大会（愛知）13:00～20:00（中止）／令和３年度 整備管理者選任前研修（宮古）13:00～16:30／令和３年度 労働時間管理適正化指導員連絡会議（労働局２F会議室）
15（金）　令和３年度 整備管理者選任後研修（宮古）13:00～16:00（延期）
19（火）　令和３年度 貨物自動車運送事業者集団指導（沖ト協５F）19:00～21:00
20（水）　睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策Liveオンラインセミナー【基礎編】（宮古）13:30～14:30
21（木）　令和３年度 整備管理者選任前研修（八重山）13:00～16:30／全国道路利用者会議第71回全国大会（長野県）／積卸し作業指揮者等に対する安全教育（沖ト協５F）09:00～17:00
22（金）　令和３年度 整備管理者選任後研修（八重山）13:00～16:00（延期）／荷役災害防止担当教育講習会（沖ト協５F）13:00～17:00
23（土）　第53回全国トラックドライバー・コンテスト（茨城・中央研修所）～24日
25（月）　第53回全国トラックドライバー・コンテスト表彰式（第一ホテル東京）
26（火）　運行管理者一般講習（協会５F）～27日
29（金）　（公社）全日本トラック協会女性部会九州ブロック研修会 in OKINAWA 14:30～16:30（沖縄ハーバービューホテル）

会員だより

◆ 入　会

事業所名／代表者名	電　話	ＦＡＸ	所　在　地
㈱野原運送／野原　淳二	098-996-4871	098-996-4871	901-1113　南風原町字喜屋武18 田本アパート(101)

◆ 退　会

届出年月日	事 業 所 名	代表者名	所　在　地
Ｒ３．９．８	赤 嶺 運 送	赤嶺　丈二	石垣市宮良16-8

近代化基金融資にかかる貸出金利について

貸付利率

年 1.00%（令和２年８月12日より適用）

※改訂がない限り当分の間、上記の利率が継続します。